

内閣官房・内閣府本府等事業レビュー「公開プロセス」

災害対策の総合推進調整に必要な経費

(担当部局：政策統括官（防災担当）)

日 時：平成 25 年 6 月 10 日（月）

場 所：内閣府本府庁舎第 3 特別会議室
（東京都千代田区永田町 1-6-1）

大臣官房長 それでは、時間ですので始めさせていただきます。

本日は、御多忙のところ、「内閣官房・内閣府本府行政事業レビュー「公開プロセス」」に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

内閣官房・内閣府等の行政事業レビュー推進チームの統括責任者を務めさせていただきます大臣官房長の阪本でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、座って進めさせていただきます。

まず、本日御出席をいただいております外部有識者の先生方を御紹介させていただきます。

JR東日本リテールネットの石堂先生でございます。石堂先生には、本日評価結果等の取りまとめをお願いしております。よろしく願いいたします。

次に、同志社大学の山谷先生でございます。

次に、神戸学院大学の南島先生でございます。

それから、弁護士の上山先生でございます。

慶應義塾大学の太田先生でございます。

関西学院大学の上村先生でございます。

それでは、早速ですが、議題1の「災害対策の総合推進調整に必要な経費」に入らせていただきます。まず、担当部局から5分以内で事業説明をお願いいたします。

説明者 それでは、内閣府防災は私から御説明をいたします。災害対策の調整費ということでございます。

レビューシートでございますけれども、「事業の目的」はそこに書いてございますように、災害の企画、立案、推進、関係機関の災害に関する施策を調整するということで災害対策の総合的推進を図るということを目的にしております。

「事業概要」、その次の欄でございますけれども、大きく3つのメニューが提示されております。あらかじめ内容が決まっているというものではございませんので、「調査」「課題事業」「緊急事業」となっておりますが、課題の「調査」につきましては緊急性、あるいは共同調査ということにポイントを置いております。「課題事業」のほうは、防災訓練というものが中心になっております。それから、「緊急事業」は緊急の災害対応ということで必要な施設の整備等がございます。

それから、この事業は内閣府に一括計上して必要に応じて調査等の実施省庁に移しかえる予算になっております。その都度、その都度に生じます災害対応の課題で、各省庁の調整を行うのに必要なものということでございますので、内閣府でこういうふうに計上いたしまして移しかえをするというような手はずになっております。

それから、「予算額・執行状況」でございます。22年度は2億5,000万円ということでございましたけれども、23年以降は2億2,000万円、さらにこれは後ほど御説明いたしますが、25年度につきましては半減いたしまして1億1,000万円です。

それから、執行率の方でございますけれども、22年度、23年度は34%、34.1%、24年度

が69.4%、こちらに書いてございませんが、ちなみに21年度につきましては執行率が71.1%ということで、高いときでは7割程度、低いときでは3分の1程度というような執行になっております。

それから、成果目標、活動指標等でございますけれども、こういった事業内容でございますので、具体的な数値目標等は設定しておりません。そのときの災害対応の課題に応じまして、総合的な対策の推進を図るということでございます。全体といたしましては、これまでに防災力の向上ということで一応成果が上がったのではないかとというふうに担当としては考えているところでございます。

なお、具体的に24年度に実施いたしました事業の内容等につきまして、別紙の補足資料で整理をしておりますので、若干それをご覧いただければと思います。この3枚紙のうちの2枚目が調査の事業でございまして、3枚目が防災訓練のこの経費で出したものでございます。

調査物は簡単に御説明いたしますけれども、そこに今回は3つございますが、いずれも東日本大震災を契機にいたしまして、そこから背負いました課題というものを今後の首都直下、あるいは南海トラフ巨大地震に備えて早急に確立が求められているものを対象にしたということでございます。

1つ目が、支援物資を避難所まで円滑に届けるという目的の関係事業者と連携をとったロジスティックスの構築という観点から行っております。この検証結果につきましては防災基本計画、あるいは地域防災計画に反映をいたしまして、円滑な物流確保に向けた体制を構築しているということでございます。

それから、2番目の機械設備でございます。これは国交省、それから農水省、それぞれ水利施設がありますけれども、統一的に災害で大きな被害を受けた際に、そういうことを踏まえましてどういうふうな対応、処置をしたらいいかということで検討を行いました。これの措置等につきまして、今後の既存設備の更新等の危機管理対策ということで実際に使うということにしております。

それから、3つ目の津波対応型救命艇の実用化ということでございますけれども、これも東日本大震災でありましたように、津波対策の早急な確立という目的で緊急に実施したものでございます。基本的には避難場所に早急に逃げるということでございますけれども、なかなか避難場所、あるいは避難タワーの整備ができないような地域もございまして、それから要援護者等もございまして、そういった方々につきまして、どのように命を救うための手当てを講じたらいいかということで、津波の救命艇に乗りまして浮かぶことによりまして、ひたすら波が引くのを待つという形のものの実用化を図るということで実施したわけでございます。

これの実用化ということにとどまらずに、下に書いてございますように、その安全性、運用に関するガイドラインを作成いたしまして、従来型の避難対応が困難な地方公共団体での津波対策として確立をするということで、これに即して地域防災計画、あるいは避難

計画に反映させるということにしております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目がこの予算で支出をいたしました防災訓練の内容でございます。基本的には、防災訓練につきましては関係機関が連携をいたしまして、災害対策基本法の中でその実施というものが義務づけられているというものでございます。毎年度、まさに総合防災訓練大綱が中央防災会議で決められまして、それに即して各省がやるということで、24年度はそこに書いてございますように8本のメニューがございますけれども、それぞれ協力しながら連携して防災訓練の実施に当たったということでございます。

事業レビューシートにお戻りいただきまして、これの2枚目でございます。ここで、私どもの担当によります評価、点検ということでございますけれども、「国費投入の必要性」につきましては今、説明いたしましたとおりでございます。災害対応ということで国が行うべき優先度の高い事業であると考えております。

それから、「事業の効率性」でございますけれども、調査業務は原則として一般競争入札、企画競争入札、あるいは旅費というものにつきましても旅費法に基づいて適正に執行しております。

それから、不用率が大きいということございまして、その理由とその見直しということでございますけれども、後段に書いてございますように、性格上、年度途中の緊急的な需要を受けて事業実施省庁に配分されるというものでございますので、当然その年、年の生じた課題等によりまして事業が変動するというものでございますけれども、先ほど見ましたように恒常的に、あるいはたくさん使われた場合でも7割程度といったような不用が生じているものでございますので、やはり執行率を踏まえた見直しが必要であるということで、これは25年度予算で見直しを行ったところでございます。

それから、「事業の有効性」でございます。手法につきましては、こういった各種横断的な共同の調査、あるいは訓練を行うということによりまして、各省庁それぞればらばらで単独でやる場合に比べましてやはり無駄が省け、効率的にできると思っております。

それから、本調査等の成果物の活用ということでございますけれども、今24年度の例で申しましたように、それぞれにつきまして実際の政策の立案、あるいは見直し等に直結している。あるいは、訓練につきましては恒常的に行うことによりまして、災害発生時に的確な応急対応が可能となるといったことで評価をしております。

「点検結果」は下に書いてございますように、調査、緊急事業等につきましては25年度予算におきまして、これまで緊急性、あるいは共同ということそれぞれ独立にポイントとして採択していたわけでございますけれども、25年度以降は緊急性があつて、なおかつ総合調整で各省が共同で行う必要性のあるものに限定するというところで、予算額も半額の1億1,000万ということにしたところでございます。今後とも、調整費を適正に執行していきたいと考えております。

私の方からは、以上でございます。

大臣官房長 ありがとうございます。

それでは、次に副統括責任者である会計課長から主な論点について御説明をお願いします。

会計課長 今回の事業の主な論点でございますけれども、この経費の性質上、年々の災害の発生状況等によって不用額が大きく異なるということでもあります。また、25年度に半減とはなっておりますが、予算規模が大きく、不用額も大きいということから、執行方法の改善の余地はないか。あるいは、内閣府による本調整費によって実施される各省庁事業にかかる採択の判断、それから評価の方法は適切か。先ほどもちょっとありましたが、要は緊急性がある事業内容となっているかといったところが論点となるかと思っております。以上であります。

大臣官房長 それでは、議論に入らせていただきたいと思います。何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。どうぞ。

上山先生 確認を、まずさせていただきます。こちらの事業は、予算の申請をする時点では具体的に何をするかは決まっていないということによろしいのでしょうか。

説明者 はい。

上山先生 そうすると、前回の事前勉強会でも多々お話が出たと思うんですけれども、基本的には枠を取っておいて緊急時に備えるという趣旨ですね。

その際に、もう一度この場で教えていただきたいのですが、補正予算もしくは予備費という形で対応できないのはどうしてでしょうか。

説明者 補正予算、あるいは予備費という形で全てのものに弾力的に対応ができるということであれば、そういう予算措置で出来るということにはなろうかと思っておりますけれども、現実的にこういった調査物でそれほど額が大きいもの、それも各省が共同して行うようなものにつきまして、そういうタイミングで補正予算が組まれるかどうか。あるいは、予備費として執行ができるのか。

これは、実質的にはなかなか難しいのではないかと私どもは考えております。そのために、こういう予算事業があるとうふうに考えております。

上山先生 弾力性というのは、非常にそれなりに理由としては重要なものだと思っておりますし、災害対策ということの重要性を何ら否定するものではないのですが、予算、あるいは国費の支出ということを考えてときに、ほぼ白紙委任の形で計上して、それを基本的には御庁側、もしくは他の省庁の裁量で使ってしまうということについては、そもそも国費の支出の仕方としてはおかしいと思いはならないですか。

説明者 その辺は、制度的にそういうことが本当はどうかという観点であれば、そういった類いの予算は多分全部なくして一から検討を見直すということになるかと思います。

私どもは当然、今、仰いましたように、国会として具体的な内容を決めていないものについて私どもで採択をして、それを執行するというものになっている以上は、やはり具体的な予算措置をしたものについてやるわけですから、早急に対応が求められている課題に

ついて必要性がどうであるか、あるいはその成果が具体的な施策に直結するかどうかといった観点を十分に留意しながら、各省からの予算の要求に関してもそれについて総合調整をしたり、あるいは査定をいたしまして、その後にも当然一般会計と同様に財務省の査定という行為があるわけでございますけれども、特にその辺に意を用いてやっていかなければならないという気持ちは持って行っているつもりでございます。

上山先生 財務省の査定という言葉が出ましたが、予備費であれば一応、国会の事後の承諾というのが必要なわけですね。それで、補正予算も当然、国会の決議を経ます。それに対して、これは一切そういった具体的な事業の内容についての国会の承認というのは経ないわけですね。

それであれば、そこの重要性、もしくは問題がないとすると、この担保というのはどのようにされていらっしゃるんですか。一般的に重要性を勘案していたとか、緊急性を勘案してという話ではなくて、具体的にどのように担保されていて、どうしてそれで予備費なり補正予算なりと比肩するぐらいの形で耐え得るものであるというふうに考えられているのか。そこのところを教えていただければと思います。

説明者 正直申しまして、制度的に、あるいは枠組みとしてそこを前提に置いて、こういう仕組みでやるから大丈夫だとか、そういうことは私は申し上げるだけのものはございませんで、今、私が申し上げられますのは、そういうことも十分に尊重した上で、できるだけ慎重に緊急性なり必要性というものをきちんと精査した上で採択する。あるいは、採択をして実際に各省庁で共同調査が行われた、その成果につきましてもきちんとそれが具体的な対応の見直しにつながるものであるかどうかをチェックしながらやっていくということは必要だと思っているということでございます。

上山先生 続くと申しわけないので、これで最後にコメントという形にさせていただきますけれども、要は最初から言っているとおり、本来予備費なり補正予算なりでやらなければいけない。要は、それに比肩するだけのきちんとしたものでなければいけない。本当にそれに足るものになっているのかというのが、正直なところ、非常に疑問に思われる支出内容のように見えます。

多分、そこのところは今後、他の有識者の方からいろいろ御質問もあると思いますが、個人的にはそこのところは本当にこんなものを置かなければいけないのかと疑問に思うところがあるので、この後の議論でもう少し深めさせていただければと思っています。

大臣官房長 どうぞ。

上村先生 それでは、私から質問させていただきます。

レビューシートの2枚目に、「重複排除」という欄があって「類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。」というところがあるわけですが、こちらは空白なわけですね。類似の事業がないというような書類になっているわけですが、こちらで調べたところ、内閣府にも災害関係の経費はありますし、文科省にも国交省にもあります。あとは、災害関連の予備費を活用した事例もあるわけですが、

この「重複排除」欄にはなぜ記載できなかったのでしょうか。

説明者 ここで重複というのはこれと同様の事業という意味で、この調整費を使ってやっていく事業がほかの省庁にある事業との関係という意味で具体的なものがあるかとか、そういうことで申しますと必ずしも重複ということではないのではないかとということであったのではないかと思います。

それから、内閣府で持っています調査事業等は確かにございますけれども、それはあらかじめテーマがあるといいますか、例えば今後の首都直下なり、南海トラフの大地震に備えまして、まずは基本的な事項としては地震動とか津波の推定、あるいは被害想定の手法を検討することでありまして、対策の面でいきますと大きい全体の対策の大綱、戦略プラン、あるいは政府全体の方針、こういったことをつくるに当たっての基本的な調査ということになっていると考えております。

それから、それぞれの省庁でも確かに個別の切り口では、例えば物流につきましてそれぞれの省庁で何か調査を行うといったこともあろうかと思います。

ただ、この場合には、私ども東日本大震災を受けまして早急に共同で行うということをもルクマールにしてやっているということでございますので、これはこれで独自の調査でやることによって、そういった重複といいますか、ダブリがあるといいますか、それぞれで基本的に同じようなところから調査を始めるという意味での無駄みたいなものは、省かれるような形で実行できているのではないかと考えています。

それから、予備費関係でも実際にそれぞれの省庁でいろいろ調査物等につきまして予算を計上して執行するというものは確かにあろうかと思いますけれども、それぞれのタイミングに応じまして調査をやって、24年度の内容をやったときにはそういった予備費のタイミングには合っていなかったということではないかと思っております。

上村先生 国民の目から見て、同様の事業がなされているということは間違いのないということでしょうか。

説明者 同様といいますと、調整費という意味で、こういった災害があったときに直接共同調査でやれるような調査物としての事業は同じようなものがあるということではないと思います。

太田先生 重複というのは少しでも重なりがあれば重複なわけで、今、仰ったのは完全に一致した事業はないというふうに聞こえるんですが、それはむしろ当たり前ではないですか。

説明者 私が申し上げていますのは、個々の事業の内容という意味ではなくて、この調整費という事業全体として、同じようなものがあるというわけではないということをおっしゃっているだけでございます。

太田先生 調整としては、総合推進調整に関する経費という意味では同じものはないのですが、災害対策としては同じものがあるわけですね。重複しているというのは何か目的が重なっているという意味なので、今、総合的に調整するものは他にないと言ってしま

と、完全に一致した事業はほかにない。それはむしろ当たり前で、関連して重なっているものがあつたらここに掲げるべきだというふうに考えていたんですが、違いますか。

説明者 この内容ですが、例えば去年の例でいきますと、津波救命艇とか、こういったものについてあらかじめ国交省の予算があるかどうかということになりますと、それは多分なかったんだということではないかと思います。

太田先生 先ほどのお話と今のお話は違うように聞こえましたが、津波対応の救命艇をやった事業がここにないという話と、総合の調整をする事業はほかにないという話は違う話のように聞こえます。

説明者 ですから、総合調整するという意味での事業は同じものはないですけども、その具体的内容について、では個別の24年度にやった事業内容について具体的にそれぞれの省庁でそれができるような事業内容の予算があつたかということ、それはなかったということで、私どもの事業に要求をされてきたということではないかと思っております。

太田先生 常識的には、これは災害対策の他で国費が使われている例がないかというぐらゐの関連性があれば、十分重複していると一般的には考えられると思いますが、いかがでしょうか。

説明者 災害一般ということであれば、災害関連で調査物をそれぞれの省庁が持っているということはあるかと思ひます。

太田先生 ただ、それをここの事業レビューシートに書いておくべきではないかという上村先生のお話だと思ひますが。

石堂先生 今の太田先生の議論とか、予算の制度をめぐる議論を聞いても、私はこの事業というのは結局、省庁横断的という要素と、それから緊急性、突発性という2つの要素があつて、今の太田先生の重複の議論も、突発対応がここしか財源がないんだということ、それで通つてしまいそうな気がするんですね。

ところが、内容を見ますと、私は総合防災対策などというのは通常、来年度に何をやるかということが直前にならなければ、何も分からないんですなどというものでは絶対にないと思ひます。来年度このぐらゐの規模で、こういうことでやろうという基本的な計画で予算要求は十分できる。ただ、それは省庁横断的なものだから、各省庁がばらばらにやるのではなくてここでやるんだということではひとつ通るのではないか。

それから、さっきの調査物にありましたように、予算のスケジュールにどうしようもない、乗りようがないというものについてどこかに財源枠を取っておきたい。それはここに取っておいて、各省庁単独で必要なときにここから分けてやるんだという性格のものと、やはりその2つの要素があると認めざるを得ないのではないかと思ひます。そういう意味で、この事業をその2つの要素に分けて考えていくと非常にわかりやすいような気がするんです。

その不用額が出たという話と、予算を半減させたものも、このレビューシートにありますように、過去3年の執行率を見ると46%だし、21年度が71%だということも加味すると、

50%強ということでは半分しか使わなかったという実績が過去にあるから、半分にしてみたということ自体、私はある程度合理的でないかと思うんです。

ただ、それも過去の実績の中に、先ほど私が申し上げたように省庁横断的なもので、予算として見込もうと思えば見込めたなどという要素が幾らぐらい入っていたかということに分けて考えないと、この予算の額の合理性がまたちょっと揺らぐのではないかと思うんです。

ちょっと繰り返しますと、この事業の中に入っている予算には、私の考えでは予算要求をしようと思えばできるけれども、省庁横断的だからまとめて要求しようという部分と、それから予算のスケジュールにはどうしようもない。でも、後から追いかけて出てきた突発対応というものに対する財源枠だということと分けて、事業として2つに立てて要求すれば不用額の説明も非常にすっきりする。それは緊急の場合、突発の方からしか基本的に出てこないと思うので、そういうことじゃないかという気がするんですけども、その点はどうか。

説明者 今、御指摘がございましたように、私どもこれは半減した際に、たまたま7割、3割ぐらいで半分ぐらいだというのは当然あるんですけども、これは後でそういうことを知って、実は私もその時点で知らなかったわけございまして、予算要求をしてこれを見直したときは、実は過去にやってきた調査物の一覧をそれなりに私どもで踏まえまして、それをずっと見た上で、本当に緊急に、なおかつ共同で突発的な対応をしなければならぬものというのは、どれぐらい実際に過去にもあったんだろうかといったことも拾い上げて、それで大体こんな形になるのではないかということで、むしろ逆に1億1,000万円の減と、そういった過去やってきた中でそれに値しないと言うとちょっと言い過ぎですけども、各省庁であらかじめ予算要求で対応できるのではないかといたるところを削った部分が1億1,000万程度あって、本当に必要なのは残った部分であろうという仕分けをして、それで財政当局と折衝したといった経緯がございます。

石堂先生 ただ、そうしますと、防災対策のうち省庁横断的にやらなければならないものだけでもという部分は、予算から落ちちゃうということですか。さっきも言いましたように、私は各省庁がそれぞれの考えでやって各省庁が予算要求をすればいい。

ただし、内閣府の立場からして省庁横断的な政策があるときには、その中心になって内閣府がやらざるを得ない。その予算だということもあると思うんです。

説明者 そこで落としたものは、どちらか一方だったということでございます。緊急性があるものは単独でも採択される可能性がある。

一方、共同調査というのは、確かにその年に何かの契機があってやったということは多分あるんですけども、必ずしも緊急性があるかどうかということからは、人命ではないという部分をちょっと勘案したということでした。

石堂先生 そういう意味でおもしろいのは、言葉として突発という言葉と、緊急性というのとはかなり色合いが違ふんですね。

こういう対策は緊急にやらなければならないというのは、例えば耐震対策と一般に言っても、なるべく早くやらなければ駄目だという意味では緊急性があると思うんです。突発というのは、まさしく予算要求するにもしようがなかった部分、その後に出てきたものへの対応に使うと思うんですね。

ですから、各省庁にしても、予算要求が終わって、その後に11月にとんでもないことが起きて、それに対して自分の省はどうしたらいいんだろうか。それはもう突発的で予算要求しようがないと思うんです。だから、最初のほうで申しあげましたように、そういうものに対応する財源として、内閣府が代表して取っておくんだという部分も残ると思うんです。

私が思うのは、逆に省庁横断的であってもあらかじめ見込めるもの、それは多少の緊急性はあっても今、要求しなければというものは要求できるはずなので、それを幾ら要求したらいいかわからないから概算的に取っているんだという説明はつかないのではないかといいことなんです。

大臣官房長 どうぞ。

説明者 よろしければ補足させていただきたいんですけれども、今、先生がおっしゃっていたとおり2通りの考え方がございまして、共同省庁が参画して総合災害対策の総合推進に資するべき調査、あとは突発的に起きたときに対応すべき調査というものがございました。

ただ、先ほども出てきました議論として、予備費ですとか補正予算で予算の枠組みにのっとってチェックしていくべきではないかという考えにのっとって、そこはやはり突発的に対応すべきところに限って、今後は調整費を執行していこうという考え方に基づいて25年の調査を行ったところです。

石堂先生 そうすると、25年度は半減した予算においては突発性ということがまず先にあって、その後にいわばついてくる形で省庁横断的な財源もここに入っていますよということでもやる。

そうすると、私は総合防災対策というのはあらかじめ規模とか何とかを決めるべきだと思うんですけれども、総合防災対策の省庁横断的にある総合防災対策の予算というのはどこで取ることになるんですか。あくまでも、それは見込めると私は思っているわけ。予算要求できる。来年度はこういう項目で1億かけるならば1億かけるということが予算要求できると考えて言っているわけです。

説明者 基本的にはそういうものは各省で相談し合って、プロジェクトでそういったものがあるかどうか、ちょっと私は承知しておりませんが、各省であらかじめ予算折衝できるものについてはそれぞれの省庁でやっていくということになるということだろうと思います。

石堂先生 ただ、それは別に内閣府を応援するというわけじゃないですけれども、各省庁にまたがった計画を総合調整する機能というのは内閣府にあるんじゃないですか。

説明者 内閣府が当然そういう機能を持ってそうやっていくわけですが、ただ、予算が見込めてそれぞれの省庁でやって、2つはあると思うんですね。

共同でやる調査の中で、内閣府としてもっとほかに共同でやるような省庁がないかどうか。あるいは、せっかくやるのであれば、政府全体としてはこうした別の観点からの調査も合わせて行うべきではないか。そういう総合調整を発揮させて実際に行ってもらうのと、それぞれ単独で終わるような省庁が単独の技術的なものを両省でやるといったものの中にはあるんじゃないかと思っております。

大臣官房長 太田先生。

太田先生 総合調整ということ、省庁横断型という話が出ていたので質問していただきたいんですが、レビューシートの3枚目の「資金の流れ」を拝見しまして、基本的に総合防災訓練というのは緊急性云々ということとは別に事業の目的に入っているということで、これは下のほうに出ている警察庁100万円、消防庁10万円、海上保安庁2,040万円、防衛省450万円ということだと思います。

それで、上の残りが調査ということなんですが、これは全体の事業費といっても国土交通省さんだけで1億1,680万円ですか。点線の中を足しますとそういう数字になるわけですが、全体の76.5%は国土交通省さんにいっているわけですね。それで、省庁横断ということで上に農林水産省さんが0.3百万円、経済産業省さんが0.0百万円ということで恐らく10万円未満ということだと思いますが、これが検討会の個人の旅費が出ているわけです。

これは、お金の流れから言うと、調査の部分はほぼ国土交通省にそのまま流れ込んでいることで、しかも執行も各運輸局を通じて行われている。あるいは、地方整備局を通じて行われているということですので、ほとんど省庁横断型の総合調整を要するという体裁をとっていない。お金の流れとしては、ほぼ全部国土交通省に流れていると思いますが、これをどう総合調整の観点から御説明されるのでしょうか。

説明者 24年度事業につきましては、これはたまたまと言うとたまたまなんですけれども、国交省が中心となって共同調査を行うそれぞれの省庁が参加しているという形になっておりますが、例えば23年、22年、21年、それぞれ省庁横断の共同でやる、参加する省庁はそれぞれ違っておりまして、必ずしも国交省が多いというわけではないということです。

もう一つは、これはたまたまこういう形になっておりますが、金はいくまでも国交省を通じてそれぞれのブロック単位で、例えばロジスティックに関係するものにつきましては、それぞれの想定が各地域単位でやっていくのが望ましいという形でこういうことになっているわけでございます。

それで、実際にやりました内容についてそれを検証する。あるいは、具体的な所管の省庁のほうからプレゼンを行って、あるいはコメントをする。そういう検討は農水、経産、両方でもやっているわけですので、金の流れがこういう形で国交省がメインとなっているということをもちまして共同調査とはいえないのではないかと。調査の全体の内容のやり方、

あるいはそれへの参加の仕方等を考え合わせれば、これは経産、農水も参加した共同調査というふうには私には言えるのではないかと思っております。

大臣官房長 そろそろ時間ですので、簡潔にお願いします。

説明者 わかりました。補足させていただきますと、一括で流れてはおりますが、成果自体は各省庁に還元されているものです。

あとは、各ブロックで行っておりますが、こちらは首都直下と南海トラフでそれぞれの地域で想定が異なりますので、各地域で行ったものです。

太田先生 ただ、これは予算ですのでお金が1か所に行っているという、これが共同事業でないということは全く申し上げませんが、予算としてはほぼ国土交通省に流れているということですね。

そうすると、国土交通省さんの中で予算の順番を入れかえて、緊急性があるものであればそれを前に実施してやれば済むことで、内閣府さんから改めてこのお金がいなくてもいいんじゃないかと思っております。

説明者 事業内容として、これに相当して事業執行できるような予算が国交省さんにはなかったということだと思います。

太田先生 そうであれば、まさに内閣府からいく必要性は感じられないと思うんですけども。

上山先生 今、太田先生の仰ったとおりだと思うんですが、本来これだけ国交省の占める割合が多いのであれば、国交省のほうで予算計上をしてやるべき事業であって、むしろそれができないので便利な財布で使われるというふうな感じを非常に受けます。

それで、今のことは省庁間の調整という点でどうなんだろうというところだと思うんですけども、一方、緊急性のところでは執行率が例えば23年度は34.1%ですね。これは、東日本大震災の後にもかかわらずこれほど低いというのは、本当にこの事業の予算というのが有効に活用されているのか。緊急性の面でも特段なくてもいいんじゃないかと思えるのですが、その辺はいかがでしょうか。

説明者 これは、実質上は23年度が34.1で、24年度が高くなっているんですけども、23年度は正直申し上げましてそれぞれの省庁が実際に東日本の対応に追われていて、それを総括したような反省点、教訓、あるいはそれを調査会などで自主的に提言としてまとめたのが24年度に入ってからということですね。

上山先生 最初に、要は予備費なり補正予算なりに比肩するぐらい重要なものでないといけない。今の話だと、多忙な中でその年度中にはやらなくても済んだようなものだという事ですね。そうすると、全くこの事業の必要性というのはなくなってくる。曖昧な形で裁量を与えて、しかも本当に緊急時に翌年以降に回せるような事業をやっているというふうな話になってきませんか。

説明者 確かに災害復旧とか、例えば観測装置を早急に設置しなければならないというものであれば、その年度内に執行しなければいけないものというのはございますけれども、

それを厳密に申し上げて23年度内で本当にやらないといけないものをやっていない。執行率が低いから、全くそれは必要ないのではないかとされますと、そこはそういうことでも。

上山先生 必要であれば、通常の予算の過程に乗せて事業計上すればいいという話じゃないですか。

説明者 ですから、それは24年度の予算を組む際には、その24年度の教訓なりがまだできていなかったということで、24年度のこの予算と。

上山先生 だから、教訓を踏まえてやるようなものであれば、通常の事業の予算として計上すればいいのであって、おっしゃっていたのは非常に突発だからやらなければいけない。予備費もしくは補正予算のような形にも乗せられない。それほど緊急なものだと私は理解していたんですけども、そのようにお話を聞く限りは到底聞こえない。

大臣官房長 そろそろ時間ですので。

上山先生 もう一つだけ、済みません。

多分、緊急ということで、津波対応型救命艇というのは緊急の類いなんでしょうか。これは23年9月の報告書となっているんですけども、この年の補正予算はいつ成立しているんですか。

会計課長 24年度の補正予算は年度末でございます。

上山先生 閣議が10月にあって、23年の11月ぐらいに補正予算というのは成立しているんじゃないかと思うんです。そうすると、そこにも間に合ったんじゃないか。

説明者 年度末の補正と、それから一次、二次あったかもしれませんがけれども、この救命艇の要求はそれ以前にあったということでございますから、確実に補正予算なりが仕組まれるという前提で、各省庁がそれであれば今は要求しないでおこうという行動はとらないということでございますので、それで採択をした。その後、結果的に補正予算というのはあったということです。

上山先生 9月に報告が出て、10月21日に閣議決定がされるような予算が編成されるというのは全然わからないものなんですか。

大臣官房長 済みません。並行してコメントシートの御記入をお願いいたします。

上山先生 これでもう結構です。

上村先生 一つだけ確認させてください。

25年度の予算は1億1,000万ですけども、概算要求額は一体幾らだったんでしょうか。

説明者 当初予算どおり、2億2,000万ということで概算要求はしておりました。

太田先生 つまり、概算要求して半分に減らされた。自発的に先ほど不用なので減らしたというお話があったんですけど、今の話と矛盾しませんか。

説明者 予算編成の過程で当然折衝がありますので、こちらからこういう形で減らしましょうという形にしたということではありますけれども、当初から減らそうということを要求していたわけではないというのは確かです。

太田先生 要求額は例年並みであったけれども、途中で切り下げられたということですか。

説明者 そういうことでございます。

太田先生 あとは、事前の勉強会でお願いした件なんですが、この津波対応型救命艇に関しては、関連自治体からは非常に関心がないというアンケートが上がっているというお話がありましたが、調べていただけるようお願いしたのですが。

説明者 私どもで調べましたけれども、昨年4月か5月にやった調査では逆でございまして、関心があると言っている地方公共団体が6割、関心がないのは4割で、その6割というのも各ブロック別に見ますと、四国とか九州とかは7割近くという形になっておりましたので、先生がおっしゃいましたアンケート調査は別のものなのか、ちょっとわかりませんが、運輸局がやりました調査でいきますと6割が関心がある。

太田先生 そうすると、これは国から予算が出ているので、基本的に緊急性の高い津波の危険性のあるエリアであれば当然関心があると答えるのが100%になっても不思議はないようなところで、裏を返してみますと3割、4割の自治体は関心がないと言っているというふうに聞こえるのですが、それはにわかに信じがたくて、どういう事情があるんでしょうか。

内閣府さんとしては緊急性があると言って予算をつけたところで、しかも最もその関心の高い津波対策を打たないといけないという自治体が3割も4割も関心がないとおっしゃっているような事業が、緊急性があるというふうに認められた事情をお知らせいただけますか。

説明者 この事業は必ずしも市町村全体で避難場所が確保されている、あるいは高齢者の方がいらっしゃる場合でもそれに何らかの援護措置をしながらそれなりに避難するような避難場所が整備されている、あるいはその予定があるといったところについては、こういう救命艇というものは余り使える見込みがあるかどうかかわからないという観点で、関心がないと答えたところもあるのではないかと思いますけれども、6割、7割は関心があるということですので、かなり我々としては全体としてみれば緊急性がある、関心があるということなのではないかと思っております。

太田先生 あと1点ですが、緊急性があるというふうに判定される手続と申しますのは、どういう手続でどなたが緊急性がある、あるいは総合調整だというふうに判定されるんですか。

説明者 ですから、それは具体的な制度なり、枠組みなりの手続を経てやっているというわけではありませんので、やはりこれは内閣府防災、それから財務ということになりますけれども、そういった事業内容を聞きながらその折衝の中で判断しているということでございます。

大臣官房長 コメントシートの記入が終わりましたら、事務局のほうに提出をお願いします。

山谷先生、南島先生、何かございますでしょうか。

山谷先生 一言だけコメントみたいなものですが、恐らく今の政権の中で政策評価と行政事業レビューとをつなげるという大きな話でいえば、これは結構いい好事例になっているのではないかという気がしております。

ただ、一点だけ、前回は質問というか、コメントの中で言いましたが、恐らくいろいろな事業を採択するときに内閣府としてのポリシーがあるはずなんですね。そこをもう少し明確にさせていただき、なおかつこれもまた政策評価の対象になると思いますので、そのときもう少しこれをきちんと書いていただければ来年以降のいい勉強材料になると思いますので、よろしく願いいたします。

南島先生 私もコメントということになりますけれども、まず予算がこうやって減ってしまった場合に、例えばどういうマイナスの効果が考えられるのかというのは一つの説明の仕方かとは思っています。あるいは、ここから予算を次年度また積み増しで戻ってきた場合にどういうメリットがあるのか。緊急性、突発性に対応しやすくなるということはあると思うんですけれども、そこで考えられる論点というのはあり得るのかなとも思っています。

そういうところの説明もあるのかなと思うんですが、その部分についてはむしろ山谷先生が先ほどおっしゃっていただいたように、その採択の基準、内閣府のポリシーの説明ということをしかりしていくことが重要ではないかと思えます。

もう一つだけ、済みません。調整的な事業ですので、そもそもその政策の効果の表現というのは、私は説明としてもともと難しいものがあると考えております。それがとにかく前提になるとも思えます。

それから、突発性、緊急性ということだと、不用額が大きいのは逆にやむを得ないのではないかとも思えるのです。調査ということについては、余力があるうちにやりたいということもあり得るだろうと思えます。そのような点も、もうちょっと積極的な目で説明していただくということも説明上あり得るのではないかと思えますけれども、いずれにしろ調整的な事業ですので、難しさ、苦しさの部分も合わせて説明していただくと、かえって国民に対してはわかりやすいことになるかという気もいたします。以上でございます。

大臣官房長 それでは、取りまとめをさせていただきますので、少々お待ちください。

会計課長 時間がある間、もし御質問等がございましたらどうぞ。

山谷先生 予算を半分に削られたということですが、今年はどういう状況になりそうなのでしょうか。

説明者 予算を半分に削ったと同時に、これまで例えば調査物でいきますと、今の時点で何かありますかというような募集ではないですけれども、そういう形の問いかけをしているということはあったわけですが、今回は訓練のほうは別にいたしまして、調査物についてはそういう形での募集をするという形はとらない。

あくまでも、何かが起こって、それこそ突発的緊急性があって本当に必要だというものがあれば各省庁連携していくのでこちらに持ってきてくれといった形でやっていますので、

今のところ全く執行がどうなるかというのはわからないということでございます。

上村先生 成果指標とか成果実績が記入されていないわけですが、基本的に訓練事業と耐震化事業、調査事業と幾つかあるわけで、特に訓練事業と耐震化事業についてはある程度客観的なデータが示せたんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

説明者 耐震化につきましては、ほとんど事業の実績がないです。数年前に1回やったぐらいでほとんどなくて、これについてはメニューとしては入れましたけれども、入れたときからほとんど実績はないという形で、どのように評価のシートにこれを目標として入れるかというのはちょっとあれだったということになります。

南島先生 すみません。協議されている間ですが、1つお伺いをさせていただきます。

表題ですけれども、総合的推進調整という言葉が使われております。これは、総合調整とは違う何か特別な意味があるかというふうに見えるんですけれども、もし御存じでしたら教えていただけましたら幸いです。

説明者 明確に私は知識としてこの推進が入っている細かいニュアンスは、見たものはないのでちょっとわかりませんが、災害対策を総合的に推進するのに必要な調整費という文字どおりの意味ということなのではないかと思えます。総合調整という意味は、総合的に推進するための調整というニュアンスでこの推進が入っているのではないかと思います。

事務局 今、取りまとめ中ではございまして、質疑は今やっていただきましたけれども、特にこれ以上はございませぬでしょうか。

説明者 補足をさせていただきます。

類似の事業のお話がありましたけれども、念のため補足をさせていただきますと、まず調整費について類似の事業がないかといいますと、例えば文部科学省等で基礎研究等を行っているというふうには聞いているのですが、それが各省庁の喫緊の課題に応じて行われている。調整費の上のものではなくて、個別に行っているというものは伺っているんですけれども、そういった調整費自体のものは存じ上げていません。

あとは、調整費の中身について申し上げますと、そういった個別の事業に関しましても、各省庁が当初予算等で災害対策をする場合はございますけれども、もちろんこの採択に当たっては緊急性等を伺っておりますので、この時点で類似の事業というのは、我々は認識していない。そのように考えていただければと思います。

上山先生 重複とか類似の観点ですけれども、この行政事業レビューシートというものが予算の効率的な執行とか、そこら辺のことが目的だとすると、本当に似たような事業に使われていないかとか、そういった観点から幅広く前広に見るべきなんじゃないかと思うんですね。

そういった意味で、防災関連のものは今たくさんある話だし、本来的にはやはりたくさん載せておいていただくべきだったのかなと思います。

大臣官房長 それでは、取りまとめをさせていただきます。石堂先生からお願いいたし

ます。

石堂先生 熱心な議論、ありがとうございました。

これまでの御意見等を踏まえまして、災害対策の総合推進調整に必要な経費について、評価結果といたしましては、「事業全体の抜本的改善」というのが4件挙げられております。また、「事業内容の改善」という欄に記入された先生が2人ということで、ちょっとどちらかに決めるというのは、多数決ということにもなじまないかと思っておりますので、この4と2ということで、その中間的な評価ということで理解していただきたいと思っております。

また、取りまとめコメントといたしましては、非常に制度的な大きな話もございましたけれども、全体としてみれば予算の実際の執行の過程というものが適切であるかということが必ずしも明確ではないのではないかとというのが、どちらかというところ浮かび上がってきた意見かと思っておりますので、それをコメントといたしたいと思っております。

先生方のほうで何かございますか。

上山先生 私は、これは最初から申し上げているとおり非常に曖昧な枠取りで、かつその執行状況を見ても必要性もそんなに感じられないので、シンプルに廃止でいいのかなと思っております。

抜本的改善は抜本的改善でいいのかもしれないですが、それにしても緩やかな話ではなくて、もっと廃止を念頭に置いた抜本的改善かなと個人的には思います。

太田先生 私も上山先生に賛成でありまして、基本的に緊急性をどう判断するか、あるいは省庁の横断性というものをどう判断するかというメカニズムを明確にしない限り、これは完全に白紙委任になっていまして、その白紙委任でよくわからないけれども、これだけのお金が必要だという議論は、これは原則廃止すべしという議論であろうかと思っております。

今年から廃止の判定はなくなりましたので、抜本的改善に入れさせていただきました。

石堂先生 今お話がありましたように、廃止という項目がなくなりましたので、先ほど申し上げましたように抜本的改善と、それから事業内容の改善というところで意見集約という形にさせていただきたいと思っております。

大臣官房長 ありがとうございました。

それでは、「災害対策の総合推進調整に必要な経費」につきましては、以上で終わりとさせていただきます。

次の議論の準備をお願いいたします。